

令和6年度「基地対策に関する要望書」で求めた重点要望に対する 各府省からの説明（回答）

外務省

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

在日米軍の再編を進めることは米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減する観点から重要です。

また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望を勘案しつつ、随時、米側と協議し、一部の返還を含め実現してきました。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行っていく考えです。

2 日米地位協定の改定

①基地使用の可視化

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実です。

他方で米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定第16条に従い、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払う義務を負っています。

今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供するように努めてまいりたいと思います。

また、日米地位協定の実施に関する日米間の合意事項については、米側とも協議の上、従来から可能な限り公表するようにしており、今後も努力してまいります。

②環境条項の新設

米軍の運用に当たって、環境の保全がしっかりとなされることが極めて重要であり、累次米側と協議を行っています。

また、日米地位協定上、米軍による在日米軍施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされています。

平成27年9月には、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定を締結しました。

同協定では、在日米軍施設・区域において、日米両国又は国際的な環境基準のうち、最も保護的なものを一般に採用する旨米側と確認しています。

環境補足協定に基づく環境に影響を及ぼす事故、すなわち漏出が現に発生した場合の立入りについては、米側からの通報を受けて申請を行うこととなっており、実際、令和2年4月に普天間飛行場において泡消火剤の漏出事故が発生した際や、令和3年6月に米陸軍貯油施設、令和4年9月に米海軍厚木飛行場、令和4年6月に横須賀海軍施設において、PFOS等を含む水の漏出事故が発生した際には、政府として、地元自治体とも協力し、環境補足協定第4条に基づく立入りを実施しています。

政府としては、地元の方々に関心に応えられるよう、環境補足協定等を適切に運用しつつ、

在日米軍施設・区域内外での環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けてまいりたいと考えています。

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であると認識しています。

これまで、厚木飛行場、横田飛行場、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の騒音を規制する航空機騒音規制措置について日米合同委員会において合意しています。

政府としては、こうした騒音規制措置を遵守し、航空機の運用による騒音の影響を最小限にとどめるよう申入れを行ってきているところです。

米側への申入れや関係自治体への情報共有等、引き続き関係自治体の御理解を十分得られるように、防衛省とも協力して努力してまいりたいと考えています。

④国内法適用の拡充

一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています。

その上で、当該外国軍隊及びその構成員等が、受入国の法令を尊重しなくてはならないことは当然です。

新興感染症等への対応につきましては、日米間では、1996年の日米合同委員会合意に基づいて、検疫について日米間での役割分担を定めるとともに、2013年の日米合同委員会合意に基づき、在日米軍施設・区域の医療機関と地元の保健所との間で、必要な情報共有を行うことになっています。

加えて、2022年1月には、日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設置しました。

今後とも、感染症対策については、関係省庁と連携しつつ、この検疫・保健分科委員会の枠組みも活用しながら、引き続き日米で連携して適切に対応していきます。

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定第16条に従い、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払う義務を負います。

米軍が訓練を通じて各種技能の維持・向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目標達成のためには極めて重要なことです。

他方、米軍機は全く自由に飛行を行ってよいわけではなく、日米地位協定に基づき、航空法等の我が国の国内法を尊重する義務を負っています。

また、訓練に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもないことです。

政府としては、在日米軍施設・区域における作業や飛行訓練を含め、米軍の運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでも米側に申し入れており、引き続き、様々な機会を通じて、しっかりと申し入れていく考えです。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであって、あってはならないことです。

米軍人等による事件・事故への対応については、平素から日米間のあらゆるレベルで様々な機会を通じて米側とやり取りしており、ハイレベルの機会を含め、米軍人等による事件・事故防止の徹底について申し入れているところです。

本年7月には、一連の米側による発表で、米軍施設出入りの際の飲酒検問の強化、米憲兵隊によるパトロールの強化、研修・教育の強化、リバティー制度の見直し等の再発防止が発表されたところです。

今後も米側に対し、事件・事故防止の徹底や再発防止策が実効的なものとなるよう求めてまいりたいと考えています。

⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設

日米安保体制の運用につきましては、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が米国政府と協議することを基本とすべきものであると考えています。

一方で、米軍の安定的な駐留のためには地元の皆様の御理解と御協力が不可欠であることは言うまでもなく、政府として地元の皆様の意向や要望を踏まえて米側とやり取りをしていきます。

また、渉外知事会からの要望を受け、平成20年12月に渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、「連絡会議」が開催されたところです。

今後の開催につきまして、累次にわたり渉外知事会から御要望いただいているところであり、引き続き検討してまいりたいと思っております。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

在日米軍施設・区域の所在に伴う周辺住民の方々の負担を軽減することが重要であるということは外務省としても認識をしており、御要望の内容は、外務省の所掌を超えるところではございますが、関係省庁とも相談しつつ、適切に対応してまいりたいと考えています。

防衛省

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

防衛省としては各地域の実情に合った基地負担軽減の努力が必要であると考えの下、米軍施設及び区域の整理・統合・縮小に努力しているところです。

今後とも米軍再編事業等を着実に実施するとともに、地元のご要望や米軍の運用上の必要性等を踏まえながら、引き続き、地元の基地負担軽減に取り組んでまいります。

2 地位協定の改定

①基地使用の可視化

在日米軍が使用する施設・区域については、日米合同委員会における合意や閣議決定を

経て米側への提供が行われております。

この合意の概要については、一連の手続きにおいて防衛省ホームページへの公表と併せて官報で告示を行っており、在日米軍においてはその合意の範囲で施設・区域を使用しているところです。

日米合同委員会で合意された内容については、平成8年のSACO最終報告などを踏まえて、これまでも米側と協議の上で可能な限り公表するよう努めてきたところです。

防衛省としては、引き続き、周辺住民の方々に関連する情報を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、自治体の皆様が在日米軍の施設・区域への立ち入りを希望される場合には、関連した日米合同委員会合意に基づいて米側と調整の上で実施しているところであり、立ち入りが実現できるよう、引き続き、防衛省としてもサポートして行きたいと考えております。

②環境条項の新設(防衛省所管は2段落目「加えて、環境に影響を及ぼす～」)

環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合においてはこれまでも環境補足協定に基づきまして、関係自治体とともに米軍施設への立ち入り、サンプリング調査の実施、その結果について地元の皆様に情報提供するなどの対応をしてきたところです。

また、在日米軍は、施設及び区域内の環境管理にあたり、日米両国または国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する日本環境管理基準(JEGS)を策定し、周辺の環境保護と米軍関係者や周辺住民の安全確保のため、この基準に基づいて適切な環境管理に努めているものと承知しております。

防衛省としましては、在日米軍の環境管理が万全なものとなるよう、引き続き関係省庁、関係自治体及び米側と緊密に連携の上、しっかりと取り組んでまいります。

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場における航空機の運用については、米軍の運用上不可欠なものですが、航空機による騒音は、周辺住民の方々にとって深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つと認識しています。

日米両政府は、このような認識の下、厚木飛行場などの4つの米軍飛行場において、日米合同委員会で航空機騒音規制措置を合意し、騒音の低減等に努めてきているところです。

米軍の航空機の運用に際しては、これまでも累次の機会に、騒音規制措置の遵守や、土日・祝日を始め、入学試験等の地元の重要な行事に配慮するよう米側に申し入れを行うことと併せて、住宅防音工事などを始めとする各種施策を通じて、周辺住民の方々の御負担を可能な限り軽減するよう取り組んでいるところです。

防衛省としては、引き続き、このような取り組みを行っていくことで、周辺住民の方々の負担軽減が図られるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

我が国における米軍の活動に当たっては、日米地位協定第3条3において、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わな

なければならない」と規定され、また、日米地位協定第 16 条において、在日米軍による我が国法令の尊重義務が規定されており、米軍においては、このような義務に従ってきているものと認識しています。

また、米軍の訓練については、米軍の運用上不可欠なものです。全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであるため、防衛省としては、引き続き、米側に対して安全面に最大限配慮し、周辺地域の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいりたいと考えています。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍人等による事件や事故は地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないと考えております。

米軍人等による事件や事故の対応については平素から日米間のあらゆるレベルで様々な機会を通じ、米側とやりとりを行っており、ハイレベルの機会を含めて米軍人等による事件や事故の防止の徹底について申し入れを行っております。

事件や事故の再発防止策については今年の 7 月、一連の米側による発表で次のようなことが発表されております。

一つ目は、米軍の施設に出入りをする際の飲酒運転の検問の強化をすること。

二つ目に、米憲兵隊によるパトロールを強化すること。

三つ目に、研修、それから隊員への教育の強化。

四つ目に、リバティ制度の見直し。

などの再発防止策が米側から発表されています。

米側に対しては、事件や事故防止の徹底や、再発防止策が実効的なものとなるように引き続き求めてまいりたいと考えています。

その上で万が一、米軍による事件や事故が発生した場合には、関係自治体などへの速やかな情報提供に努めるとともに、米側に対しては適切な対応を求めるといったこと、また、被害が生じた場合には、日米地位協定第 18 条に損害賠償などの規定がありますけれども、そういった関係法令に従って適切に対応してまいりたいと考えております。

⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設

日米安保体制の運用に当たっては、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が責任を持って米国政府と協議していますが、在日米軍の円滑な駐留、あるいは日米同盟の維持・強化のためには、関係自治体の御理解と御協力が不可欠と認識しております。

防衛省としては、このような認識の下で、日米間の協議に際して、関係自治体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要との考え方に立って、米側と協議を行ってきたところであり、引き続き、関係自治体の御意見も踏まえつつ、可能な限り御要望に応えられるよう、米側と協議していく考えです。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

①基地交付金等の増額等

総務省が所管する基地交付金及び調整交付金につきましては、地元の関係自治体の皆様の重要な財源の一つであると認識しております。

今回頂いたご要望につきましては、当省から総務省にきちんと申し伝えておきたいと考えております。

防衛省としましては基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

②地域振興策の新設・拡充

防衛省としましては防衛施設の設置等により生じる障害の防止等のために周辺対策の実施というものをやっております。

これまでも地元のご要望に沿えるよう、施策の拡充に努めてきたところです。

ご要望については基地との関連性を考慮した慎重な対応が必要となりますが、地元のご意見等も伺いながら、どういう方策が可能なのか検討してまいりたいと考えております。

③基地跡地の返還に係る支援

国有財産の処分につきましては、財務省において地元自治体の具体的な跡地利用計画を踏まえまして、必要な対応が執られると承知しております。

防衛省としましては跡地利用に係る地元自治体のご要望を関係省庁にお伝えするなど、可能な限り協力してまいります。

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

駐留軍等労働者の労務費につきましては、これまで日米地位協定の範囲内で負担するとともに日米地位協定の特則である特別協定を締結して、米側に負担義務のある経費の一部について負担してきておりますが、駐留軍等労働者の労務管理につきましては今後とも在日米軍と緊密に連携し、万全を期してまいります。

また、離職者対策につきましては、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき、関係省庁と協力して各種援護措置を講じてまいります。

環境省

2 日米地位協定の改定

②環境条項の新設

日米地位協定上、米軍による在日米軍施設・区域における作業は公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされています。そのような米軍の運用に当たっては、環境の保全がしっかりとなされることが極めて重要と認識しており、累次米側と協議を行ってきているところでございます。

これらの協議の一環で、平成27年9月に、米国との間で日米地位協定の環境補足協定が締結されております。

この協定においては、在日米軍による日本環境管理基準（JEGS）の発出・維持や、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の日本側当局による在日米軍施設・区域への立ち入

りなどについて定められているところがございます。

関係自治体におかれましては、日頃から在日米軍施設・区域の周辺地域の環境保全のためにご尽力いただいているところがございますけれども、政府としても、環境補足協定等を適切に運用しつつ、在日米軍施設・区域及びその周辺地域において環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けてまいりたいと考えています。

④国内法適用の拡充

一般に、受け入れ国の同意を得て、当該受入国内にある外国軍隊及び構成員等は、その滞在目的の範囲内で行う公務については、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない。これは、日本に駐留する米軍についても同様の考え方でございます。

しかしながら、このことは当該外国軍隊が受入国の法令にかかわらず何をしてもよいということを意味しているわけではなく、当該外国軍隊等が受入国で活動するに当たって、受入国の法令を尊重しなければならないのは当然です。日米地位協定においても、米軍構成員等が我が国の法令を尊重する義務を負っている旨、その旨規定が置かれております。

なお、これはあくまでも公務執行中について述べたものでございますので、当然のことながら、公務執行中ではない米軍人等については、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除いては、日本の法令が適用されます。

その上で環境の保全については、在日米軍は日米両国または国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般に採用するとの基本的考えのもとで日本環境管理基準（JEGS）を作成し、これに基づく環境管理を行っていることと承知しております。

環境省としましては、米側が我が国の基準を正確に理解するよう、引き続き環境分科委員会等の枠組みを通じて協議を行うとともに、関係省庁と連携しつつ、米側が環境保護への取組みを適切に実施するよう、機会を捉えて働きかけてまいりたいと考えております。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

在日米軍に係る事件・事故が発生した際の通報手続については、平成9年の日米合同委員会合意で定められた通報手続を含め、日米間の様々なチャンネルを通じて、迅速かつ緊密にやりとりを行ってきております。政府としてはこのようなやりとりの中で把握した情報については、関連する地方自治体に情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止等についてしっかりと申し入れているところがございます。

また、平成27年に米国との間で締結された環境補足協定においても、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の在日米軍施設・区域への立入りについて規定されております。

これらの取決めにおける地方自治体との連絡調整については、地方防衛局を中心に行われるものと承知しておりますが、在日米軍施設・区域において環境影響を及ぼす事故が現に発生した際には、環境省としても必要に応じて関係機関と協力し、適切に対処してまいりたいと考えております。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

⑤環境汚染対策費の新設

在日米軍施設・区域周辺の環境問題については、日米合同委員会等はじめ様々な枠組みを通じて日米間で協議を行っているところでございます。環境省としましては、引き続き環境対策が実効的なものとなるよう、関係省庁と連携して、米側に働きかけてまいりたいと考えております。

内閣府

2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力艦の原子力災害が発生した場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という。）」に基づき、対応が定められているところ。

なお、「マニュアル」については、原子力の有識者を交えた作業委員会の検証等を経て、平成28年7月15日中央防災会議主事会議申合せで改訂している。

また、令和3年5月の災害対策基本法一部改正に伴い、原子力艦の原子力災害対策の実施体制の強化等のため再度改訂している。

今後とも引き続き、内閣府として必要な協力を行っていくとともに、「マニュアル」の実効性確保のため、防災訓練などを通じて、自治体と連携しながら取り組んでいきたい。

総務省

3 国による財政的措置等の新設・拡充

①基地交付金等の増額等

今回、様々なご要望を頂いていますが、総務省としては、それらのご要望にお応えするためには、まずは予算総額の確保が重要と考えています。

基地交付金等の総額については、平成元年度から3年おきに増額を図ってきたところであり、来年度（令和7年度）は、3年に一度の増額の年度に当たります。

令和7年度予算においては、今後、財政当局との厳しい調整が予想されますが、総務省としては、基地が所在する市町村の実情等を十分踏まえ、増額確保にむけて努めてまいります。

厚生労働省

2 日米地位協定の改定

④国内法適用の拡充

ご要望の点は、日米間の同意に基づき、外務省を中心に引き続き適切に対応すべき事

項と考えているが、関連する省庁として、求めがあれば、必要に応じ、省庁間での情報交換等を行ってまいりたい。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といった、きめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化などの施策も積極的に講じている。

国土交通省

2 日米地位協定の改定

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

④国内法適用の拡充

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航等については、防衛省や外務省から米国側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮の観点から申入れが行われているものと承知しています。

環境省（原子力規制庁）

2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力規制庁では、原子力艦寄港地において、関係自治体等の協力を得てモニタリングポスト等による放射能調査を引き続き実施している。また、平時にモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視も併せて実施している。

また、原子力艦の原子力災害時等には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。